

行衛不明の邦人

ブ・ブルデンテ市郊外
マットの中に縊死か

白骨死體こなつて發見さる

去る十一月三十日ソロカバナ製アコネス、シナカラ、ロツベスの近接道路から約二十米奥のマットの中に、死後數ヶ月経過した死體あるを一黒人が發見され、驚いてその筋に届けた急報により係官出張、檢視の結果日本人らしい點多々あるので、人やり、尾形氏外三名の邦人に立ち合せ調査の結果、靴、帽子、靴下、ズボン等から推して日本人なること確定した。

右は同様ヨゼ・オドロ郡アカデミア耕地黑石實氏方四年契約者野方某らしの、早近同人妻女に引き合せたところ、衣類その他より推して、數ヶ月前から

プロミ産組紛争に關し

近く聲明書發表

伯國歸化人の

兵役義務

加藤書記官青木勤業部員に既報

伯國に歸化した外國人の兵役問題

に關しては從來いろいに解釋が

あつたやうで疑義を抱く者もあつた位であるところから、先頃オ

府の經濟局から之が解釋について

第一軍管區司令官の許に照會中で

あつた處、今度次のような意味の回

答に接した、即ち外國人にして歸

ふる國の兵役が何等かの問題であつたものには伯國市民と同様兵役の義務があるは勿論であるが、若し召集を受けねばうな者がある場合は、それは伯國市民との場合に往

き、それには伯國市民の場合は兵役登録

であるが殆んど脱籍更に僅重修正

ろ苦であると聲明書として發表され

るが、右犯人の一團中岸慶三

か云ふ一日本人青年がなり、先般

來コンア附近の日本人の住宅を襲

つて多額の金品を窃取した犯人で

ある。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

十五才以上の者は完全に兵役を免

除される、又三十才より四十五才

に至る者は先づ當該徵兵委員會に

對し微兵簿に自己の名義の登録

方を申出で豫備役第三部に編入を

求め、然る後兵役の免除を受ける

れる。

他伯國生れのものも歸化人さな間

はず、右に關する手紙は左の事項

に従つて爲さればならぬ、即ち四

